山口県中山間地域振興条例

平成18年7月11日山口県条例第51号 改正 令和3年7月13日山口県条例第38号

山口県の中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能のみならず、国土の保全、自然環境の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場としての機能等の多面にわたる機能を有しており、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産となっている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子・高齢化の急速な進展等により、 農林水産業等の経済活動が停滞するとともに、集落の機能が大幅に低下しており、危機的 状況に置かれている。

また、近時における市町村の合併の進展に伴い、行政区域が広域化する等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような状況の中で、市町及び県民との協働によって中山間地域の振興に取り組み、現在及び将来の県民の豊かな生活を確保することは、重要な課題である。

ここに、私たちは、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して中山間地域の振興に取り組むことを決意し、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中山間地域の振興について、県及び県民の責務を明らかにするとと もに、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地 域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の豊か な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において「中山間地域」とは、次に掲げる区域をいう。
 - 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対 策実施地域として指定された区域
 - 二 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により振興山村として指定された区域
 - 三 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により半島振興対策 実施地域として指定された区域
 - 四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成五年法律第七十二号) 第二条第一項に規定する特定農山村地域
 - 五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条 第一項に規定する過疎地域(同法第三条第一項及び第二項並びに同法第四十四条第四 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
 - 六 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める区域

(県の責務)

第三条 県は、中山間地域の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有 する。

(市町との連携)

第四条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努める ものとする。

(国への提言)

第五条 県は、国に対し、中山間地域の振興に関する政策の提言を行うよう努めるものと する。

(県民の責務)

第六条 県民は、中山間地域の有する多面にわたる機能について理解を深めるとともに、 県が実施する中山間地域の振興に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

- 第七条 中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる施策の基本方針に 基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。
 - 一 中山間地域の有する多面にわたる機能に関する県民の意識の啓発を図ること。
 - 二 中山間地域の住民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
 - 三 定住を促進するための生活環境の整備及び住民が安心して暮らすことができる安全 な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
 - 四 集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。
 - 五 農林水産業その他の中山間地域における産業の振興を図るとともに、中山間地域に 存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
 - 六 中山間地域とその他の地域との間及び中山間地域相互間における多様な交流及び連携を図ること。

(基本計画)

- 第八条 知事は、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 中山間地域の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなけれ ばならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき中山間地域の振興に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映で

きるように適切な措置を講ずるものとする。

- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町及び県民等に対する支援)

第九条 県は、市町が実施する中山間地域の振興に関する施策及び県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)が中山間地域の振興に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十条 県は、国、市町及び県民等と連携しつつ、中山間地域の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を 講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、県議会に、中山間地域の状況及び中山間地域の振興に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

くくくく 用語解説 >>>>

「山口県中山間地域づくりビジョン」に記載されている用語のうち、専門的な用語や十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。なお、用語の右側に付しているページ番号は、その用語が出てくる主なページを示しています。

え

◆エコツーリズム 《P36》

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたのこと。

♦SNS ≪P38,65≫

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。

◆エリートツリー ≪P58≫

形質や成長に優れた樹木を交配・育成した集団の中から特に優れたものとして選ばれた樹木のこと。本県では、エリートツリーの中でもさらに厳しい基準をクリアし、農林水産大臣の指定を受けた品種を種子採取用母樹として使用。

◆エネルギーの森 《P58》

発電企業等と関係市町が連携して木質バイオマス発電 燃料として使用する木材を生産する森のこと。

か

◆カーボンニュートラル 《P4》

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

◆学校・地域連携カリキュラム 《P33》

社会に開かれた教育課程の視点をもとに、学校と地域 が連携・協働する教育活動を体系的に示したカリキュ ラムのこと。

◆通いの場 《P66》

住民が主体的に介護予防に資する活動を行う場のこと。

◆関係人口 《P4, 22, 25, 27, 37, 40, 65》

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者のこと。

き

◆緊急輸送道路 《P67》

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。

け

◆建設DX 《P59》

デジタル技術の活用により建設分野における業務や働き方を変革し、生産性向上や維持管理の高度化・効率化を行うことにより、県民のより安心・安全で豊かな生活を実現すること。

\overline{C}

◆コミュニティ・スクール 《P9,49》

学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校の 課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画 し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子供たち の豊かな学びや成長を支えていく取組が行われている。

◆コミュニティ・ビジネス 《P21,53,61,70》

地域住民自らが、地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら、継続的な事業の形で 展開していく新たなビジネスのこと。

d

◆サテライトオフィス 《P10, 21, 61, 70》

企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置された オフィスのこと。

L

◆ジビエ 《P56,69》

狩猟等で捕獲した野生鳥獣の肉のこと。

◆自主防災組織 ≪P3, 9, 23, 47, 67≫

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づいて自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を 行う。

◆集落機能 ≪P1, 2, 7, 21, 22, 25, 29, 30, 37, 63≫

集落が有する、冠婚葬祭など地域住民同士が相互に扶助 し合いながら生活の維持・向上を図る「生活扶助機能」、 草刈りや道普請等により地域の生産活動の維持・向上を 図る「生産補完機能」、農林地や地域固有の景観、文化 等を維持・管理する「資源管理機能」のこと。

◆熟議 《P33》

多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解 決を目指す対話のこと。

◆小水力発電 《P55,70》

水が落下するエネルギーを用いて発電する、最大出力 1,000kW以下の比較的小規模な発電設備の総称のこと。

◆浸水想定区域 《P48,67》

国や都道府県が指定する河川や海岸において、洪水や 高潮発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、 想定し得る最大規模の洪水や高潮による氾濫が河川や 海岸から発生した場合に浸水が想定される区域のこと。

せ

◆生物多様性 《P36》

様々な生き物がいたり、山、川、海など生き物が暮らせる自然があること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

た

◆体験型教育旅行 《P70》

児童・生徒が農山漁村でホームステイをしながら行う、 農林漁業体験をはじめとした様々な体験活動を取り入 れた修学旅行等のこと。

ち

◆地域運営組織 《P3》

小学校区や公民館区等の広域的な範囲で、暮らしを支える仕組みづくりに取り組む住民組織のこと。

◆地域おこし協力隊 《P4,7,8,22,29,31,32,33,39,63,64》 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。

◆地域経営会社 《P7》

住民が直接参画し、地域資源を活用した事業により地域を支える組織のこと。

◆地域子育て支援拠点 《P49,66》

地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報 提供等を行う子育て支援の拠点となる施設のこと。

◆地域コミュニティ組織 ≪P10, 30, 32, 53, 61, 70≫

一定の地域を基盤とし、共通の属性や意識を持つ人々 を構成員として、地域活動を行う団体や組織のこと。

◆地域資源 ≪P3, 7, 10, 21, 22, 23, 24, 25, 27, 29, 30, 31, 32, 34, 37, 41, 49, 53, 54, 55, 56, 60, 61, 64, 65, 70≫

自然・土地、歴史・文化・伝統、農林水産物、加工産物、人工公物、技術など、地域に備わっているもの、地域から生み出されるものの総称。

◆地域包括ケアシステム 《P47,66》

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分ら しい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供 される体制のこと。

◆地方創生テレワーク 《P8, 25, 39, 65》

テレワークにより、地方に暮らしながら都会と同じ仕事を行う「転職なき移住」等を実現し、地方創生につなげるための取組のこと。

◆中核経営体 ≪P10, 54, 55, 57, 69≫

集落営農法人や林業認定事業体、漁業士や漁業経営法人など、持続的かつ安定的な農林漁業経営を実践し、後継者を育成するとともに雇用の受け皿となり、地域をけん引する経営体のこと。

7

◆デジタルデバイド 《P45》

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差のこと。

◆デマンド型乗合タクシー 《P23,43,66》

利用者のニーズに応じて、電話予約や区域運行など、 柔軟な運行を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・ 低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サー ビスのこと。

◆テレワーク 《P1.39.65》

情報通信技術を活用した、時間や場所に捉われない柔軟な働き方のこと。

ے

◆ドクターへリ 《P46, 67, 68》

事故や災害時等に、消防機関・医療機関からの要請に対し、直ちに医師・看護師が搭乗して、救急現場に出動するヘリコプターのこと。

◆特定有人国境離島 《P66》

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる 環境の整備を図ることがその地域社会を維持するうえ で特に必要と認められる地域のこと。本県では、萩市 見島のみが対象。

に

◆二地域居住 《P41》

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方のこと。

は

◆バイオマス ≪P55, 56, 58, 70≫

原油等の化石資源を除いた動植物などから生まれた生物資源の総称。

◆ハザードマップ ≪P47.48.67≫

災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を 最小限度に食い止めることを目的として、予想される 被害の程度や避難情報等の各種情報をわかりやすく表 示した地図のこと。

 \mathcal{O}

◆PBL ≪P21≫

Project Based Learningの略。課題解決型の教育プログラムのこと。

◆光ファイバ ≪P16, 45, 66≫

ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光を 通す通信ケーブルのこと。信号の減衰が少なく、超長 距離でのデータ通信が可能。

ιŠι

◆ 5 G 《P45, 66》

「G」とはGeneration(世代)の略で、第5世代移動 通信システムのこと。「超高速」「多数接続」「超低 遅延」といった特徴を持つ。

◆物質循環補完機能 《P6》

人間の生活により陸から海へと排出される大量のチッソやリンなどが、海の生態系による食物連鎖を通じて 魚類などの水生生物へと生まれ変わり、漁業は漁獲を 通じてその一部を海から回収することにより、再資源 化が促進されること。

◆ブルーカーボン 《P58》

海洋生態系に取り込まれた炭素のこと。

◆プロボノ 《P40,65》

仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かして社会 貢献するボランティア活動のこと。

◆プロボノワーカー 《P40,65》

プロボノに携わるボランティアのこと。

ほ

◆放課後児童クラブ ≪P9,49≫

保護者が就業などで昼間家庭にいない小学生に、放課 後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育 成を図る施設のこと。

◆防災重点農業用ため池 《P48,67》

農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき都道府県知事が指定したもののこと。

ま

◆マイクロツーリズム 《P3, 22, 41, 54, 65》

自宅から1~2時間程度の移動圏内の観光地など近隣 地域内で観光する近距離旅行のこと。

Ø

◆UJIターン ≪P8,69≫

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。 Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近 くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外 の地方へ移住する形態を指す。

5

◆流域治水 《P67》

気候変動による水害リスクの増大に備え、河川管理者 等がこれまで実施してきたハード・ソフト対策に加え て、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、水害を 軽減させる取組のこと。

わ

◆ワーケーション ≪P8, 25, 39, 65≫

「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、 業務効率の向上やイノベーションの創出とともに、観 光地などで余暇の充実を図る働き方のこと。

山口県 総合企画部 中山間地域づくり推進課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL: 083-933-2549 FAX: 083-933-2559

E-mail: a11500@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ: https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/30/